

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	すさみ町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.susami.lg.jp/zokusei/download/

執行機関名 すさみ町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	すさみ町子ども医療費支給条例(平成18年条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		すさみ町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第19号)別表第1 第2の項 すさみ町子ども医療費支給条例(平成18年条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	すさみ町子ども医療費支給条例(平成18年条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 この条例は、子どもの医療費を助成することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成及び子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		すさみ町子ども医療費支給条例(平成18年条例第19号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	すさみ子ども医療費支給条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	小児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 二	すさみ町子ども医療費支給条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票関係情報